

○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第二条第十五号の規定に基づく環境大臣が定める動物及び運搬に係る要件

(令和五年三月三十一日)

(環境省告示第三十二号)

改正 令和 五年 九月 一日環境省告示第六五号

1 環境大臣が定める動物

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令(平成十七年政令第百六十九号。以下「施行令」という。)別表第一に掲げるかみきりむし科に属する生物(*Anoplophora glabripennis*(ツヤハダゴマダラカミキリ)を除く。)

2 環境大臣が定める運搬に係る要件

一 1に掲げる動物の個体の拡散を防ぎ、及び確実に全ての個体の殺処分をすることを目的として、当該生物の個体が付着し、又は混入した樹木の焼却又は粉碎及びくん蒸を実施する場所に運搬するものであること。

二 樹木の側面に付着している等その場で殺処分をすることが可能な当該生物の個体については、殺処分を行った上で運搬すること。

三 当該生物の個体が付着し、又は混入しているおそれのある樹木等が運搬中に落下し、又は飛散すること及び当該生物の個体が運搬中野外へ逸出することを確実に防止するための措置がとられていること。

四 防除(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)第三章の規定による防除に該当しない防除であって、地域のボランティアによる防除等小規模な防除に限る。以下同じ。)を行う者が、あらかじめ当該防除に関する次の事項を掲示板、インターネット等を使用する方法により公表し、かつ当該事項に従って当該防除を行うときに、当該防除の一環として当該生物を運搬していること(農業若しくは水産業を営むに当たって行う場合又は森林の経営管理に当たって行う場合は除く。))。

イ 当該防除が1に掲げる動物の防除に該当すること。

ロ 当該防除を実施する者

ハ 当該防除の実施日時及び実施場所

ニ 逸出防止措置を含めた運搬方法